

令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び
基本方針策定等業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

高沢公園（以下、「本公園」という。）は、昭和38年に開設し、市内の街区公園の中で最大面積（約7,000㎡）であり、沼津駅北口から徒歩7分の場所に位置している。

公園内には、ぬまづの宝100選にも選定されているSLを展示しており、グラウンドや遊具等も有している他、春先に咲く桜は多くの市民に親しまれている。平成28、29年度には、トイレの更新、複合遊具整備などを実施しており、利用者の満足度が向上し、近隣住民ばかりではなく、多くの方々が訪れ、未就学児から高齢者まで幅広い世代に利用されている公園である。

しかし近年では、繁華街からも近いことから、夜間利用者も多くなっており、特に大きな樹木で覆われた公園南東側は、公園内外からの見通しも悪いため、地元自治会からは、防犯上の安全性の懸念から改善についての要望書が出されている。

また、公園清掃などの活動を実施している愛護会メンバーの高齢化や、地域の独居老人が増えていることなど、高沢公園の再整備にこれらの課題解決が期待されている。

本市では、沼津駅周辺総合整備事業による交通環境や市街地構造の大幅な改善を契機に、沼津駅周辺を車中心からヒト中心の魅力ある場所へと再生し、多くの市民や来街者が集い、交流し、住まい、回遊する都市の顔として再構築していくために、沼津駅周辺総合整備事業の本格展開と併せて実施すべき、まちづくりの施策の方向性を示す「沼津市中心市街地まちづくり戦略」を令和2年3月に策定している。

高沢公園再整備事業は、現在樹木で覆われ、通路となっている公園南東エリアを中心に再整備を行い、更なる公園の利便性や魅力向上を図りながら、交流人口の増加やにぎわいを創出することで、市商工振興課の商業リブランディング企画塾の開催や、予定されているイシバシプラザ跡地の大規模商業施設の建設などの沼津駅北口周辺における新たな集客施策との相乗効果を高め、エリア価値の向上を図るとともに、公園の課題解決を目指すものである。

このことより、本業務は、前述の課題や利用状況を踏まえ、再整備の効果的かつ計画的な推進を図るため、市民・利用者・民間事業者等を交えたワークショップの開催や有識者からの意見聴取等を行い、本公園の再整備に向けた機運の醸成を図るとともに、再整備基本方針の策定を行うものである。

業務の実施に当たっては、十分な経験とノウハウ、客観的かつ専門的な情報収集分析、及び調査結果の取りまとめに関する高度な専門性が求められるとともに、新たな視点や社会資源の活用提案とその検討を行う積極性が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

この要領は、「令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業 務 名 令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託
- (2) 業務内容 令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託 公募仕様書 のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和8年3月31日(火)まで
- (4) 契約金額 契約上限額 3,619,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市役所都市計画部緑地公園課

(〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所内)

担 当：國澤、渡邊

TEL：055-934-4796

FAX：055-933-1412

E-mail：ryokuti@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

4-1 参加の取り消し

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間に、該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者。
- (6) 平成27年度以降に、仕様書に示すようなワークショップを開催した実績、公園等での年間を通じた定期的な公共空間利活用の実績及びマーケティング手法を用い政策横断的な計画を戦略的に組み立て逆算型の計画策定を実施した実績又はそれに準ずる実績を有しない者。同種業務実績表(様式2)にて実績として認めるか否か判断するので、できるかぎり詳細に記載すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

4-2 共同体での申請

2以上の者が共同体を結成して申請することを認める。その場合は、共同体として4-1参加の取り消し(1)～(7)の条件を満たし、かつ以下の要件も満たさなければならない。

- ①構成員は共同体の代表者となる者を決め、代表者は全体の意思決定や管理運営等に全ての責任を持つこと。
- ②参加申込み以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
- ③代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- ④参加申込み時に、共同体を結成したことが分かる協定書又はこれに準ずるものの写しも提出すること。なお、協定書等には、構成員の役割分担が詳細かつ明確に記載されていること。
- ⑤各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 契約候補者選定スケジュール

内容	期間
参加要領等の公表	令和7年5月15日(木) ホームページに掲載
質問の受付	令和7年5月15日(木)から 令和7年5月21日(水)まで 17時必着
質問の回答	令和7年5月23日(金) 17時までにホームページに掲載
参加申込等	令和7年5月30日(金)まで 17時必着
参加承認通知	令和7年6月2日(月)予定
企画提案書等の提出	令和7年6月2日(月)から 令和7年6月13日(金)まで 17時必着
選考会	令和7年6月16日(月) 予定
選定結果の通知	令和7年6月18日(水) 予定
契約締結	令和7年6月下旬

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザルへの参加申込・企画提案書の提出

7-1 参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、(4)(5)(6)(7)(8)は不要とし、共同事業者を結成した事業者は、(9)及び(10)を提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部（様式1）
- (2) 同種業務等実績表 1部（様式2）
記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を添付
- (3) 会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4） 1部
- (5) 登記簿謄本等 1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。写し可。）
 - ・履歴事項全部証明書
- (6) 財務諸表 1部（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」。写し可。）
- (7) 納税証明書 各1部（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ（沼津市内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ）。写し可。）
 - ①沼津市税納税証明書
 - ・法人登記している事業者は法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ・個人事業者の場合は市県民税納税証明書（最新のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（最新のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出
- (8) 使用印鑑届兼委任状（様式5）

参加申込から請求まで使用する印鑑を押印。社印（角印）は任意だが、代表者印（丸印）の押印は必須とする。

また、参加申込から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。
- (9) 共同事業者協定書の写し 1部（様式自由）
- (10) 代表者への代表権委任状 1部（様式自由）

7-2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ① 企画提案書提出届 1部（様式6）
 - ② 企画提案書（様式自由）
 - ③ 工程表（様式7）
 - ④ 実施体制調書（様式8）
 - ⑤ 見積書（様式自由、押印不要）
- (2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）
企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
 - ②「(1) 提出書類」は、日本産業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを4部提出する。
- (3) その他、注意事項
- ①企画提案書は工程表、実施体制調書、見積書を除き、10ページ以内（表紙・目次・中表紙を除く）で作成すること（A3サイズによる折込みも可能とするが、A3サイズは2ページカウントとする）。また、用紙は縦又は横のいずれかで統一することとし、文字は10ポイント以上とする。
 - ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に説明し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
 - ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲でできうる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
 - ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

8 提案する内容

「令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託 公募仕様書」に示す業務について、提案を行うこと。

また、本業務の趣旨や関連する情報を十分に理解し、マーケティング手法を用い政策横断的な計画を戦略的に組み立て、逆算型の計画策定を行うための独自の調査・分析方法等を提案されることを期待しており、以下の項目を踏まえて提案を行うこと。

- (1) 調査・分析方法
- (2) ワークショップ開催から再整備基本方針策定までのプロセス
- (3) ワークショップ運営の方法
- (4) 機運の醸成に資する取り組み方法

9 選考（書類選考）

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類を基に、「令和7年度 高沢公園再整備に伴うワークショップ開催及び基本方針策定等業務委託 契約候補者選定委員会」において総合的に評価を行い、得点の総計が最も高い提案をした者を契約候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。

なお、得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、別表「評価項目」のうち、「(1) 企画提案力」に係る評価点の合計が高い者を選定する。

それでもなお同点の者がいる場合は、くじ引きにて契約候補者を決定する。該当者がくじ引き会場にいない場合は、その者に代わり本プロポーザルに関係のない市職員がく

じを引き契約候補者を決定するものとする。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

10 選考結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 見積額が「2 契約の概要」に記載の提案限度額を超えている場合
- (3) 「4-1 参加の取り消し」の各号のいずれかに該当したとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

12 契約

市は契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調製のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については契約候補者の提案をもとに契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が「11 参加者の失格」の(1)～(5)のいずれかに該当したときは、契約候補者の決定を取り消すことがある。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

(ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設業関連以外業務委託 > 「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

13 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、工程等)を作成し、市の承認を得ること。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

- (3) 提出書類は一切返却しない。

15 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。登録のない者については、契約の権限を有する代表者名を記名し、参加申込時に提出する使用印鑑届と同じ印鑑で押印するものとする。ただし、「7-1（4）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書、（8）使用印鑑届兼委任状」については、法人（本社）代表者実印の押印を必須とする。
- (3) 1団体につき提案は1つとし、複数の提案は不可とする。また、単独で参加した団体がほかのグループの構成員となることや、1団体が複数のグループにおいて同時に構成員となることも不可とする。

別表 評価項目

評価項目				得点 配点	小計/合計
(1) 企画提案力	①業務の趣旨を的確に理解し、仕様書で定めた業務内容について全てを網羅された適切な提案となっているか。			／ 5	40
	②沼津市中心市街地まちづくり戦略や沼津駅北口における現状・施策を熟知し、本市および本公園の特徴、現状、課題などを十分理解した提案となっているか。			／10	
	③課題解決に向けた、プロセスとなっているか。			／15	
	④機運醸成に資する取り組みとなっているか。			／10	
(2) 業務遂行能力	⑤同種業務又はそれに準ずる実務及び公共空間活用に関する実績があり、独自の強みやノウハウが活かされているか。			／25	60
	⑥配置予定者の専門性は十分か。 ・柔軟な発想で検討できる、豊富な業務経験を持つ担当者が配置されているか。			／20	
	⑦事業を円滑に進められるような体制であるか。 ・市内事業者等と連携が取れているか。 ・委託者と綿密な意思疎通が図れる体制か。			／10	
	⑧業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか。			／5	
		合計			100

※ただし、各選定委員の評価点を合計し、選定委員数で除した平均点が60点を超える者がいなかった場合は、契約候補者を選定しない。